



スウェーデンのファertiリティ・ツーリズムと 国際養子縁組

出口顕

1. ファertiリティ・ツーリズムの背景と問題

島根大学の出口と申します。文化人類学を専攻しておりまして、現在は北欧で、石原先生（埼玉医科大学教授）と調査を続けております。今日はその話になりますが、スウェーデンだけでなく、私自身が調査したものではありませんが、ノルウェーの事例も若干紹介しようと思います。ファertiリティ・ツーリズムとは、国内で受けることの出来ない不妊治療を海外で受けることをいいます。これには代理出産と、人工授精も入ります。例えば後で紹介するノルウェーでは、卵子提供、代理出産は禁止されています。匿名の精子提供も禁止されています。そういったことを必要とする人たちは、それらの治療が可能なアメリカやインドなどへ行くわけです。

ところで、ノルウェーやスウェーデン、デンマークなどのスカンジナビア諸国では、国際養子縁組が盛んです。不妊治療と国際養子縁組は、当事者にとってはまったく別個の事柄ではなくて連続したものです。体外受精などで子どもができない場合、国際養子縁組という方法があると、医者から代替案として示唆される現実がスカンジナビアにはあります。

言うまでもなく、国際養子縁組は外国から養子をもらうことで、養父母は養子の出生国へ出掛けて子どもを引き取るというのが今日では普通です。だとしたら、

国際養子縁組もファertiリティ・ツーリズムの1つとして考えてみることはできないのでしょうか。

国際養子縁組の主要受け入れ国とその実数ですが、一番養子縁組が多かったのが、2004年です。アメリカ合衆国が群を抜いて数が多く、2万2,884人。2位のスペインが3,648ですから、2位以下は1万にいてないわけです。スウェーデン、ノルウェー、デンマークというのは、一番多いときで1,100とか、706、528というように、アメリカの1割以下だったわけです。

国際養子主要受け入れ国と実数

受け入れ国	1998	2001	2003	2004	2006	2007
合衆国	15,774	19,237	21,616	22,884	20,679	19,613
スペイン	1,487	3,428	3,951	5,541	4,472	3,648
フランス	3,777	3,094	3,995	4,079	3,977	3,162
イタリア	2,233	1,797	2,772	3,402	3,188	3,420
カナダ	2,222	1,874	2,180	1,955	1,535	1,713
オランダ	825	1,122	1,154	1,307	816	778
スウェーデン	928	1,044	1,046	1,109	879	800
ノルウェー	643	713	714	706	448	426
デンマーク	624	631	523	528	447	429
オーストラリア	245	289	278	370	421	405

(ピーター・セルマンのデータから作成)

けれど、人口10万人に対する養子縁組の割合で見ると、先ほどの2004年はノルウェーが15.4%、2006年、2007年に9.6%、9.1%と徐々に割合は減っていますが、割合の上ではずっと世界1位です。スウェーデンは世界2位とか3位ということで、そしてデンマークが次いでいるという状況です。世界第2位に近年スペインが入り込んできていますけれども、スペインを除くとスカンジナビア諸国の方が、割合でいうと世界の上位にいるわけです。

国際養子の割合



国	2007	人口10万人に対する養子縁組の割合			
		2006	2004	2001	1998
ノルウェー	9.1	9.6	15.4	15.9	14.6
スペイン	8.2	10.2	13.0	8.6	3.8
スウェーデン	8.8	9.7	12.3	11.8	10.5
デンマーク	7.9	8.3	9.8	9.8	11.8
アイルランド	9.1	7.4	9.8	9.3	3.3
オランダ	4.7	5.0	8.1	7.2	5.3
合衆国	6.4	6.8	7.8	7.6	5.8
フランス	5.1	6.5	6.8	6.7	6.4
カナダ	5.2	4.7	6.1	7.0	5.3
イタリア	5.8	5.4	5.9	4.8	3.9
ベルギー	3.4	3.7	4.5	4.2	4.8
オーストラリア	2.0	2.1	1.9	1.4	1.3
イギリス	0.6	0.6	0.6	0.5	0.4

今日の報告をしていく上で、2つの問題提起をしてみたいと思います。まず第1点は、ファースティリティ・ツーリズムというときに、不妊故に旅立つのか。また、子どもとの間に遺伝的な繋がりを求めるか、あるいはそういうことにこだわらないか。そして、それによってできる家族は核家族であるのか。もう1点目としまして、私的な領域つまりドメスティックな領域と、公的な領域つまりパブリックな領域の境界が、あいまいになっているのではないかと。この2つの問題に沿って事例を見ていこうと思います。

2. 国際的養子縁組を選択した事例

まず、国際的養子縁組を選択したものとして4つの事例を紹介してみたいと思います。最初のものは、精子バンクで精子を購入して子どもを産むのではなく、国際養子縁組を選択したシングル女性です。それから2番目は人道的な点、つまり自分たちは不妊で

はないけれども、国際養子縁組を選択した夫婦。3番目は、インドで卵子提供者・代理母と契約して、双子の父親になったシングルの男性。この場合は、彼自身の精子を使って子どもが生まれています。そしてノルウェーのゲイカップルに、代理出産で子どもができたというケースです。

最初の例は、シングルのスウェーデン女性が、はじめは中国から、次いでベトナムから子どもを迎えたケースです。彼女は1969年生まれで、看護師をしています。以前付き合っていた男性が子どもを持つことに関心がなかったのですが、本人は母親になりたかった。男性との関係よりも子どもを持つことのほうが重要であるということで、提供精子を使って子どもを産むことも考えました。しかし、彼女の住んでいるルンドから国旗洋に架かる橋を渡ってすぐのコペンハーゲンの精子バンクでは提供者が匿名です。精子を買って子どもを産むと、最初から父親が誰か分からない子どもを産んでしまうことになり、それは正しくないやり方だろうと考えた。一方、親に捨てられたとか、親のいない子は、養護施設で育つべきではないという思いもあり、提供精子で子どもを持つのではなくて、国際養子縁組で家庭をつくろうと考えました。出自を知る観点からも、国際養子縁組の場合、原則として親が誰か分からないわけですが、探せばもしかしたら、誰であるか突き止められる可能性があります。これに対して、提供精子ではこのようなことはありません。だから、養子縁組でシングルマザーになる決心をしました。2002年にソーシャルワーカーとコンタクトを開始して、先ほどの長女は生後14カ月で中国からスウェーデンにやってきました。中国を選んだのは、シン



グルマザーでも養子縁組を認めている数少ない国だったからです。ただ、中国は2007年に方針転換をして、シングルの人が親になることを認めない国に変わってしまいました。そこで2007年に、次女をベトナムからもらうということにしたわけです。



3. 不妊ではないが、人道的観点から国際的養子縁組を選択した夫婦の事例

2つ目の事例に移ります。この事例の男性は先ほどの女性の弟になります。この夫婦は実子が生まれる前に、結婚当初から養子縁組で家族をつくることを話し合ってきました。そして、姉が中国から養子をもらったので、中国から養子をもらえば、姉の子どもと同じ国出身のいとこができるということで、中国からの養子縁組を考えていました。2012年の8月に、夫婦は中国から男の子を養子にもらうことができました。中国から男の子を養子にもらうということは何を意味するかというと、ほとんどの子が障害を持っているということです。スペシャル・ニード・チルドレンという言い方をしますが、障害を抱えた何らかのケアが必要な子どもが多いといわれています。残念ながら昨年

このご夫妻に会うことができなかったのですが、実際その男の子がどのような障害を持っていたかということとは分かりませんが、例えば、生まれた当時は口唇裂で捨てられていた子が引き取られるというケースがあるわけです。アメリカの養父母の場合には、障害を抱えている子どもは引き取らないという人たちが多いのですが、スウェーデンの場合はむしろそういうことにこだわらない養親が多いです。

4. インドで卵子提供者・代理母と契約したシングルの男性

三つ目の事例ですが、42歳のノルウェーの女性が2010年にインドで代理出産契約をしたというものです。これは、大きな事件になりました。この42歳のノルウェー人女性は、シングルの女性ですが、彼女は匿名のインド人女性の提供卵子と、それからデンマークの精子バンクで購入した匿名の提供精子からできた受精卵を使って、インド人代理母に出産してもらいます。双子の男の子が生まれました。しかし、ノルウェーの法律では、国内での卵子提供は禁止されています。代理出産も禁止されています。提供精子は非匿名であると法律で決まっています。ノルウェーの法律では、遺伝子の繋がりがあり、妊娠・出産した者が法的な母とされます。彼女の場合は、そのようなケースには当然ながら当てはまらないわけです。ノルウェーの法律に則した当局の考え方に従うならば、妊娠・出産し、遺伝上も繋がりのある女性が法的な母親となり、子どもにノルウェーの市民権を与えられます。あるいは、遺伝上、父親であるということが証明された男性がノルウェー人である場合に、子にノルウェーの市民権を



与えることができると当局は考えました。そうすると、この 42 歳の女性が契約で産んでもらった双子の男の子は、ノルウェー人ではないということになります。しかし、養子縁組するなら彼女は母親になることができるわけです。いわゆる普通の養子縁組とはちょっと違うわけですが、同じような養子縁組の審査をさせて許可するというのもできるのではないかと当局は考えたわけです。当局がこう考えたのは、当初この女性が自分は遺伝上の母だと偽っていたからです。ノルウェー人男性の場合は、遺伝学上の親であれば、子どもにはノルウェーの市民権を与えることができます。遺伝学上の母であり、それが証明されれば、男性の場合に準じて子どもにノルウェーの市民権を与えてもよいだろう。しかし「生みの母」ではないから養子縁組だと当局は考えて、DNA 検査を彼女に求めたのですが、そのときになって、実は自分が遺伝上の母ではないということを彼女は明らかにしたわけです。これは、ノルウェー当局の心証を害してしまいました。そして、もうノルウェーに戻ってくるな、インドかほかの国で永住するよということ言われたのです。

一方、インド当局は、契約者が親であると考えました。だから生まれた双子はインド人ではないこととなります。しかしノルウェーからも国籍を与えてもらえない。ということで、15 カ月間、双子には国籍がないという中ぶらりんの状態が続きました。現在は帰国が許されて、この女性は保護者だけれども母親ではないという事態になっています。養子縁組がまだ認められていないわけです。だから保護者であるけれども、母親ではないというような、そういうケースになっています。

ます。

5. ノルウェーのゲイカップルが、代理出産で子どもを得たという事例

次に紹介するのは、43 歳のスウェーデン人男性、シングルの男性ですけど、インドで卵子提供者を見つけ、そして別の女性に代理母になってもらって、自分の精子と卵子提供者の卵子でできた受精卵をインド人代理母に産んでもらって、女の子の双子が生まれたというケースです。



2012 年 5 月に双子の女の子が生まれており、石原先生と 2012 年 9 月に取材したときには、彼は育児休暇中でした。復職したら、近くに住んでいる親兄弟の家族が子どもの世話をしてくれると言っていました。インドから帰国した当初は、先ほどのノルウェーの女性と同じように、あくまでも双子の法的な保護者でしかなかったのですが、2012 年 12 月に父親として正式に認定されたとのことでした。

代理出産契約をした理由は、当初は 2 年前にある女性と相談して、体外受精により 2 人で親になることを決めました。体外受精を用いるということは、つまり



性行為によらないで親になることを相談して決めたということですが、女性が体外受精の採卵のために投与される薬の副作用で、性格の浮き沈みが激しく激高しやすくなりました。そのため、彼女と付き合いを維持することが困難になって、1人で親になろうと決意したとのことでした。

シングルのスウェーデン人男性は養子縁組することが認められていないので、インドで代理出産契約をしたのだと彼自身は言っていました。なぜインドにしたかという点、養子縁組よりは、はるかに待機時間が短いということもあるし、それからアメリカやウクライナなどに行くよりは、インドのほうが費用が安いからです。今年の1月から、シングル男性の代理出産契約は、インドではどうやら不可能になったと彼は考えています。

当初はウクライナで卵子提供者を見つけるということも考えました。そうすれば生まれた子どもは自分とそっくりの白人の子どもができるからです。しかし卵子提供者もインド人にしてよかったと今では思っているそうです。なぜなら卵子提供者がウクライナ女性だと、子どもが、産んだ母親、つまりインド人代理母にまったく似ていないことになる。それは子どものためによくないだろうと思ったということです。

彼は、とにかく父親になりたかったようです。彼は、明らかにしませんでした。どうやらゲイのようで、兄弟姉妹と違った形ではあっても自分もやっぱり子どもの親になりたい、子どもを育てたい、そういう強い気持ちをずっと持っていました。

生物学的なつながりというのは自分にとってはそれほど重要ではないけれども、自分の精子を使った代

理出産しか方法がなかったからそれを選択したわけです。そして、親兄弟や甥・姪が近所において、いつも自分と赤ん坊の面倒を見てくれる。となると、自分が働いている間はどこかの保育園にサポートを求めるといふこと以外にも、親兄弟がサポートしてくれるという支えが子供をつくろうという背景にあったようです。

6. ファーティリティー・ツーリズムと家族

これはメルフェースというノルウェーの人類学者が紹介している例ですけれど、ノルウェーのゲイカップルがアメリカへ行って、カリフォルニアで代理出産をすることによって、子どもの親になるという事件です。2人は自分たちのどちらかの精子を使って、卵子提供者を見つけて、かつ代理母をカリフォルニアで見つけて、子どもを産んでもらったわけです。

ゲイのカップルはアメリカで子どもをつくって、そしてノルウェーに帰ってきます。このときのノルウェー当局の対応の仕方が問題になります。子どもにアメリカでの出生証明書はあるけれど、ノルウェーでは2人の父親を子どもの親として登録するというやり方はない。そういう場合に、どういうふうに対処するかというと、ひとつは、両親がいない子として子を登録して、登録番号を与えて、ゲイのカップルを保護者と認めるというもの。

もうひとつは、DNAテストを受けさせて、生物学的な父親であるということが分かった方を父親として認めるというもの。子どもはノルウェー人が父親であることが分かるから、ノルウェーの市民権を与えることができます。一方生物学的な父親でないほうは、



子どもを養子縁組すれば、両方が親になるやり方があるだろうということで、当局はDNAテストをカップルにするように求めたわけです。

その背景には、生物学的な父親が法的な父親だという考え方があるわけです。これは2003年のノルウェー法の改正で、提供精子によって子どもが生まれる場合には、その精子提供者は非匿名でなくてはならないということが法律で決められたことによるものです。18歳になったら、提供精子で生まれた人は自分の生物学的な父親を知る権利が保障されているわけですが、生物学的な父親と、社会的な父親が異なるということが公になった場合は、生物学的な父親のほうが真の父親であると法律で定めたのです。つまり、社会的父親が真の父親とは言えないという、父親の意味が変化してきたという背景があってその上で、ゲイのカップルのどちらが本当の父親であるかということを決めなければいけないときには(そうでないと子どもに市民権が与えられない)、DNA検査が必要になってくるわけです。

しかし、ゲイの二人はこのDNA検査を拒否します。というのは、生物学的な父でないほうが子どもを養子にするというのは、当初の自分たちの子どもをつくらうとした考え方に反するからです。つまり、遺伝的なきずながあるかないかにかかわらず、子どもは二人のものだと考えたわけです。生物学的なきずながあるなしというのは、そんなに重要ではない、子どもは等しくカップルのものだという、そういう当初の考え方をDNA検査は駄目にするということで彼らは拒否しました。

これはある意味で、伝統的な父親観に近いものです。

つまり普通に言って、私の息子と娘は本当に私の息子と娘であるかというのは、私の家内のみが知ることで、私は本当に生物学的な父親なのかというのはいりません。それでも育てれば親だという考え方が以前のノルウェーの社会にはあったのですが、そういう考え方に近い、伝統的父親観に彼らは回帰しているようにも見えるということです。

ただその一方で、彼らは母親を軽視、もしくはまったく否定しているわけです。代理母は単に産んだ女性である、卵子提供者を母親とは見なさないこのゲイのカップルは考えているということで、その意味では、昔も今も遺伝的につながりがありかつ産んだ女性が母親であるというノルウェー社会の考え方に大きく反する。その意味では伝統的考え方に彼らは挑戦しているとも言えます。

今までのところをまとめます。まず、いわゆる不妊だからツーリズムに出るわけではない。人道的な観点から養子縁組をする人だけではなくて、ゲイのカップル、あるいはシングルの人でも、不妊故にツーリズムに出るわけではないということです。

それからもう1つ、親であるということは、自然に授かったものであるというよりも、むしろ国家から獲得すべきもの、あるいは何か証明を勝ち得ようとするものになっていることがあります。とりわけそれは、シングルファーザーやノルウェーの例によく見られるわけですが、結局のところ、国家間での法律の壁というものが否定しがたく大きく立ちはだかっているからということがあります。

そしてファースティリティ・ツーリズムで子どもができた場合に、子どものいる家庭というのは、父母共に



いる家庭とは限らない。さらに核家族ではなくて拡大家族的な傾向、これはシングルファーザーの例ですが、親や兄弟姉妹、つまり子どもから見れば、おじいさん、おばあさんや、あるいは、おじ、おばなどが助けられるという、そういう拡大家族的なつながりというものがああります。そして、代理出産しても遺伝的なつながりが最優先事項ではないと考えられていることも指摘できます。

- ・ 不妊だからツーリズムにでるわけではない。
- ・ 親であること=自然に授かったものというより、国家から獲得すべきもの (シングルファーザー、ノルウェーの例)←国家間の法律の壁
- ・ 父母両方いる家庭とは限らない。拡大家族的傾向 (シングルファーザー)。
- ・ 代理出産しても遺伝的つながりが最優先事項ではない。

7. 私的領域と公的領域の曖昧化

次に問題提起の2に移ります。つまり公という概念が、私的領域という内部に入り込んでいるのではないかということです。この点について、国際養子縁組に見られるダブルアイデンティティーという考え方を取り上げてみたいと思います。

ダブルアイデンティティーというのは、養子はスウェーデンの市民であるだけでなく、出生国の一員でもある、生まれた国の文化の一員でもあるということを養子に意識させよう、生まれた国の文化に誇りを持たせようという考え方です。そのために、生まれた国の文化に子どもが触れるようになることを養父母は心掛けるのです。

そこで養父母は、子どもを引き取りに養子の出生国へ行った場合に、このようにミニチュアの国旗を買い

求めてリビングに飾るとか、あるいは「韓国の仮面」と書かれた韓国の仮面をリビングに飾るとか、先ほどの韓国の仮面を絵にしたような美術品を玄関に飾っておくというようなことをすると。



あるいは中国から養子をももらった場合には、中国の旧正月を祝う、あるいは中華料理を旧正月のときに食べさせたりするなど、出生国の文化に触れさせて、スウェーデン市民の一員であるだけでなく、韓国の一



員、中国の一員でもあるという意識を植えさせようとするわけです。

ダブルアイデンティティーという考え方は、先ほどのシングルファーザーにも見られます。彼は、まだ子どもが理解できていなくても、絶えずインドに子どもたちの母親がいるということを話して聞かせています。これはノルウェーのゲイのカップルとは異なる考え方です。インド料理もよく食べさせています。

スウェーデンでは国の休日、それから家族や親族の特別な行事がある日には国旗を飾る習慣があるのですが、間もなく双子の誕生日になるので、そのときにはスウェーデンの国旗だけではなくてインドの国旗も掲げようと考えているそうです。彼自身、父親がスウェーデン人、母親がドイツ人という「混血」なので、ダブルアイデンティティーという考え方は自分にとっても幼少のときから重要だったけれど、双子にもダブルアイデンティティーということを持たせていきたいと考えています。

家庭の中にある出生国

ダブルアイデンティティ

- ・ 養子はスウェーデンの市民であるだけでなく、出生国の一員でもある
- ・ 養子に生まれた国の文化に触れさせる
- ・ 養親は養子の出生国の国旗、本、美術品、音楽 CD を買い求める。出生国の年中行事を祝い、エスニック料理を食べる。

このように養子縁組家族や、それから先ほどのシングルファーザーの例でも、出生国、あるいは出生国との関係が家庭の中に入り込んでいるわけです。ただ、

そのほうが養子のアイデンティティーの在り方、あるいは養子のアイデンティティーについての「語り」を大きく規制することにもなります。ダブルアイデンティティーと言いますが、それはダブル・ナショナル・アイデンティティーのことです。しかし、ナショナルアイデンティティーがアイデンティティーのすべてではないはずです。

例えば、スウェーデンのスコーネ地方でそだった養子の人たちは、自分はスコーネ人だという、そういう意識を普段の生活から持っているかもしれない、ストックホルムで育った養子は、自分はストックホルム子と思っているかもしれないと。そういう、スコーネ人、ストックホルム市民というアイデンティティーもあるでしょうが、それにもかかわらず、とりわけ外見が違うという身体的な要因のために、法律上はスウェーデン人であるにもかかわらず、周囲の人たちは韓国人であるとか、あるいは中国人であると受け止めてしまっているわけです。

そしてナショナルアイデンティティーについても、本人が、自分は100%スウェーデン人であるというふうに自己規定しているにもかかわらず、出生国、例えば韓国とのつながりや、韓国へのこだわりを周りが求めているということがあります。韓国へまだ行ったことがない養子に対して、まだ行ってないの？ あるいはいつ行くのか、さらには、韓国で生物学的親を探そうと思わないのかというような声掛けを、周囲はいつもしてくるわけです。

このダブルアイデンティティーというのは、矛盾した奇妙な観念です。生物学的なつながりや絆は、さして重要ではないと先ほどのシングルファーザーは言



いましたし、多くの養父母にもこのことはあてはまると思っています。彼らそして養子たちにとっても、日々の育ての関心の事実がずっと重要なわけです。

だけれども一方で、子どものルーツ、起源、誰が産んだか、どこで生まれたかというのは無視できないという語りを、シングルマザーなどはしているのです。インド人女性が代理母であった場合、インドが生まれた国というように、インドという存在が決して無視したり消すことができないものとして家庭の中に居座っているのです。

生物学的絆は重要ではないけれど、生物学的な起源や由来は大事だということ意識しているわけです。この発言が矛盾であるということ気付かせないほど、ダブルアイデンティティーという考え方は浸透していると思います。

出生国との関係というのは、さらなる家族づくりにも影響を与えます。例えばシングルマザーを中国が認めなくなった。他にシングルマザーを認めているのはベトナムですが、今現在、スウェーデンはベトナムからの養子の受け入れを停止しています。ベトナムが養子縁組に関するハーグ条約をきちんと守っていないということもあって今中断しているのですけれど、そうなるシングルで親になろうとする人は、じゃあ、次はどこで、子どもを求めようかということに影響を与えるということがあります。

あるいは、家族内問題が国際政治問題に直結することがあります。ロシア人養子を虐待して死なせた疑いを持たれたアメリカ人養父母がいるのですが、その事件がロシアに伝えられると、アメリカとの養子縁組をもうやめるべきだというデモを、ロシア人たちが行っ

たということがあります。これはそのデモの様子です。



アメリカ人の養母がネグレクトをした疑いがあるのですが、本当に死に至らしめるほどの虐待をしたかというのはちょっとよく分かりません。家庭内の問題が、このように国と国の問題に直結するというのもあるわけです。

家庭の中に外部が入り込んでいるという考え方は、実は新しい考え方ではなくて、文化人類学の中では古くからあります。フランスの文化人類学者のクロード・レヴィ=ストロースの縁組理論では、人間の社会の成立において、まずインセスタブー、近親相姦、あるいは近親婚の禁止、そういうものがあります。インセスタブー、つまりどの社会にも必ず配偶者としてはいけない異性がいる、それを定めた禁止命令が普遍的なのです。誰を配偶者としてはいけないかというのは、社会や時代によって大きく変わりますが、いずれにしてもそのために、いわゆる身内の外に配偶者を見つけなければいけない。それが婚姻ということになります。それによって家族が形成されるわけです。

レヴィ=ストロースの縁組理論

- ・文化人類学では、家族の中に入り込む外部という議論は古くからある。9
- ・インセスタブーという禁止=交換命令：配偶相手を「近親」(身内)の外に求める→婚姻→家族の形成。
- ・子どもが生まれて夫婦になる。妻の兄弟(母の兄弟)という家族の外とのつながりが、家族の中にとりこまれて強調されている。
- ・国際養子縁組では、外部の入り込み方が異なる。



配偶者に子どもが生まれて、周囲から夫婦として認められますが、そのとき妻の兄弟、子どもから見て母方のおじという、家族の外側とのつながりが家族の中に取り込まれていることとなります。これはレヴィ＝ストロースが言う親族関係のイメージですが、三角が男、丸が女性とってください。ここには夫婦、兄弟、姉妹、おじ、甥の関係が存在します。こういうつながりが、親族関係の原子です。私たちは普通、家族というと夫婦とその子どもを「単位」として考えて、同じような「単位」が、関係を結んで姻戚になると考えがちです。しかしそうではなくて、絶えずおじの存在考えなければいけないというのがレヴィ＝ストロースの理論です。

親族関係の原子(レヴィ＝ストロース)

古典的な核家族像



仮に父親が威厳ある存在であるとしたら、それはいつも慈愛に満ちた存在で甘えさせてくれる母方おじがいるから、愛情という点で対照的な父と母方のおじがセットになっていると考えるべきなのです。つまり母方おじという外との関係が家族という私的領域に

入り込んでいるわけで、それは国際養子縁組家族に始まったことではないわけです。しかし、国際養子縁組家族は西洋近代の核家族観と次の点で異なっています。つまり伝統的な西洋近代の家族では、夫婦は法的契約に基づく関係で、当然これは解消可能です。文化的な関係とも言えます。夫婦になれるのは他人であるが故であって、他人であるから生殖ができるのであり、それは異質性の関係であるということです。

対照的に、親子は生物学的なきずなで結ばれていて、夫婦は縁が切れるけれど、親子は縁を切ることができない、自然の関係であるということになります。それはインセストタブーの対象であって、同じ血という同質性がそこで形成されます。これに対して国際養子縁組家族では、親子には、最初は当然生物学的なきずなはない。国際、つまりトランスナショナルという言い方があるように、親と子の国は違うという異質性が前提にあります。

対照的に、夫婦は、当然最初から法的契約でできた関係で、性行為もできるわけですが、夫婦ともに同じナショナリティーである、もしくは同じ白人であるという同質性が出発点にあります。つまり同質性、異質性がそこで反転しているわけです。

さらに、マジョリティー、マイノリティーも国際養子家族の中では反転していることがあります。この写真の夫婦は、夫が韓国から、妻はエクアドルからという夫婦ともに国際養子です。この白人スウェーデン人は、奥さんの養父母です。



ともに国際養子の夫婦は最初、何回も流産して子どもができなかつたので、長男をベトナムから養子にもらいます。家族査人にも国際養子であり、生みの親の元で育った人は誰もいない。その後、2番目の子どもが実子で生まれます。写真ではちょっと分かりにくいかもしれませんが、父親そっくりなんです。そのことを言うと、彼はそのことを認めませんが。奥さんの言い分ではこうなります。夫も息子もアジア系で、長女と外見が似ているから、一人だけ実子だということで寂しく思うことはない。これに似た話が、石原先生の著書『生殖医療と家族のかたち』の最初に紹介されていますけれども、つまり、生物学的な子どもであるということが、この家族の中ではマイノリティーになっているという現実があります。マジョリティー、マイノリティーが反転するということがあります。先ほどの母方おじも家族の外部が内部に反転して巻き込まれているといえ、こうしたリバーシビリティーという特徴を今後見ていかなければいけないのかなど。

今日お話ししたのはラフなスケッチでしかないのですけれど、もう少しそれを理論化する必要が今後の課題として残されていますし、さらにデータを集める

必要があるだろうと思います。インドの代理母と契約したゲイカップルやシングルファーザーの場合、彼らがノルウェーやスウェーデンで親として法律的に認められるまでの手続きというのがどのようになっているのか、ちょっとまだ私自身も消化しきれないところがあるので、それを明らかにしていかなければいけません。

そもそもファティリティ・ツーリズムに出る人たちが自分の子どもが欲しいといった場合に、「自分の」というのは何を意味するのかというのを、もう少し緻密にしていかなければいけないと思います。以上で私の報告は終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

司会：出口先生、ありがとうございました。それでは会場のほうから質問がございましたら、お願いします。

質問者 1：報告ありがとうございます。2013年の1月のインドの法改正で、シングル男性の代理出産契約が不可能にと書かれているんですが、読んだ限りでは、内務省から在外大使館、もしくは領事館に向けて出された内部文書なので、それは通達ではないかと。

出口：そうだと思います。この男性に聞いた当初は、2010年の時点でも一番多いのは、オーストラリアからのゲイカップルがインドの代理出産を利用するのが一番多いと言っていました。

司会：そのほか、質問は。



質問者 2：2点お伺いしたいことがあるんですけども、ダブルアイデンティティーをダブル・ナショナル・アイデンティティーというふうに精緻化されてあったんですけども、もしかしたらこれは、ダブル・レイシャル・アイデンティティーという。まあ、レイスという概念を出してしまうと、また問題がややこしくなるかもしれないですけども、認識としてはレイシャルなものを、ナショナルと表現した可能性もあるかと。

出口：じゃあ、まずその点から申し上げます。それは、そのとおりだと思います。これは2008年に出版した論文で述べましたのでそちらを参照していただければと思います(「国際養子縁組におけるアイデンティティーの問題」『身体資源の共有』弘文堂)。ダブルアイデンティティーは、結局、当事者はそう思ってないけれど、ある種のレイシャリズムになる危険性がありますし、アイデンティティーを規定するとき人種への固執はなくなるだろうと私も思います。

質問者 2：もう1個は、国際養子縁組は、歴史的にはおそらく戦争などを背景として、むしろナショナルな事情から、ざっくり申し上げて、親が足りないという問題を解決するための手段として、ですから建前的にはそういう手段として行われた国際養子縁組が歴史的にはあって、今日お話しされたのは、どちらかというと生殖補助医療の延長線上で、子どもが欠損しているという問題をどう解決するかという、ちょっと違った問題の解決に同じ制度が使われているのだと思うんですけども、その辺は延長というか、連続的なもの

のとして考えていいのか、異質なもののなんでしょう。

出口：今日言うところの国際養子縁組が始まったきっかけは、朝鮮戦争のとき戦争孤児を引き取りようということで、アメリカのホルト財団が始めたんですけど、それはむしろ人道的な立場だったんですね。スウェーデンでも最初は1960年代から始まりますが、やっぱりベトナム戦争で孤児になった子どもたちとか、インドで低カーストの捨てられた子どもを育てることから、実子がいる人たちも養子をもらってきたわけです。

けれども、だんだんと不妊治療の代替策になってきたわけです。ただそれでも、先ほどの男性の、人道的な観点からまだするというような人もいないわけではないです。そういう意味では、異質というものであるから不妊治療の代替案として出てきたというとらえ方のほうがいいのではないかなと思います。よろしいでしょうか。

司会：それでは出口先生、ありがとうございました。

出口：ありがとうございました。

(終了)

発行

日比野由利

金沢大学医薬保健研究域医学系

環境生態医学・公衆衛生学

〒920-1192

金沢市角間町金沢大学角間南地区自然科学3号館5階

Tel/Fax 076-265-6435